

立川都市計画道路3・3・30号 立川東大和線
(立川市羽衣町二丁目地内～栄町六丁目地内)

事業概要及び測量について 【説明資料】

目次	1. 事業の概要
	2. 測量の進め方について



東京都北多摩北部建設事務所

○同封のパンフレットとあわせてご確認ください。

1

1. 整備の概要

1.1 事業予定区間の概要

1.2 事業の流れ

1.3 整備の目的

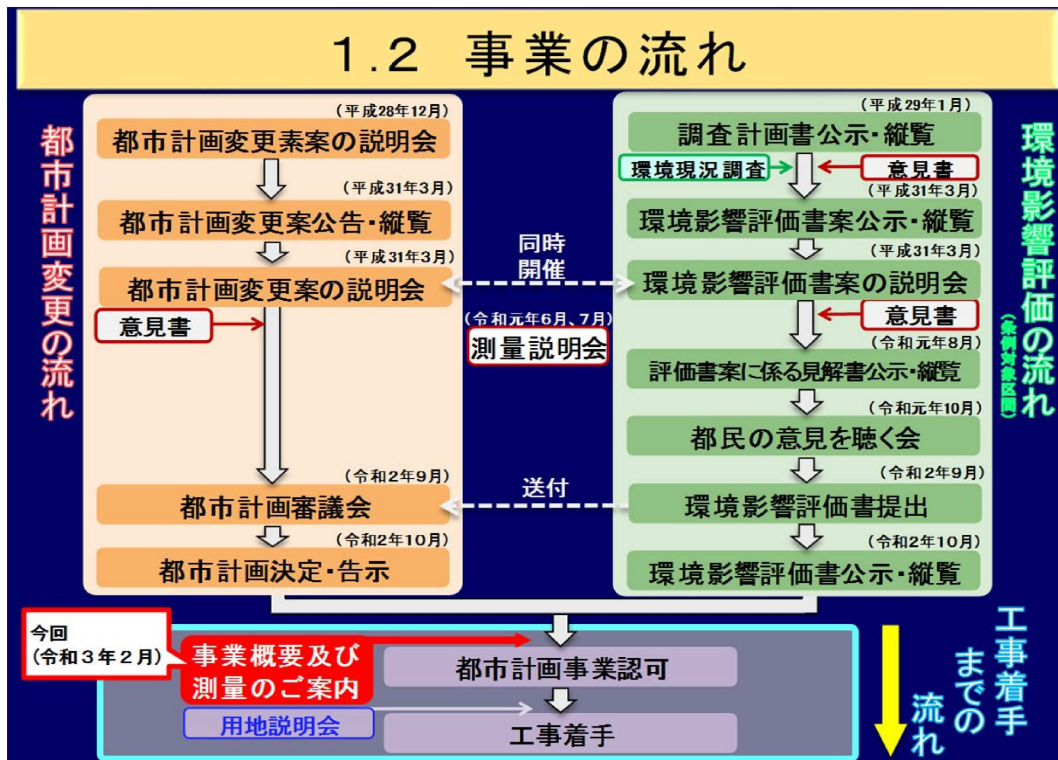
2

1.1 事業予定区間の概要



3

1.2 事業の流れ



4

○この図は、都市計画変更及び環境影響評価の流れから、工事着手までの流れを示しています。

1.3 整備の目的

- ①多摩地域における人やモノの動きの円滑化や都市間の連携強化
- ②立川通りをはじめとする周辺道路の渋滞緩和
- ③生活道路の通過交通の抑制による良好な居住環境の確保
- ④地域の防災性の向上
- ⑤安全で快適な都市空間の創出

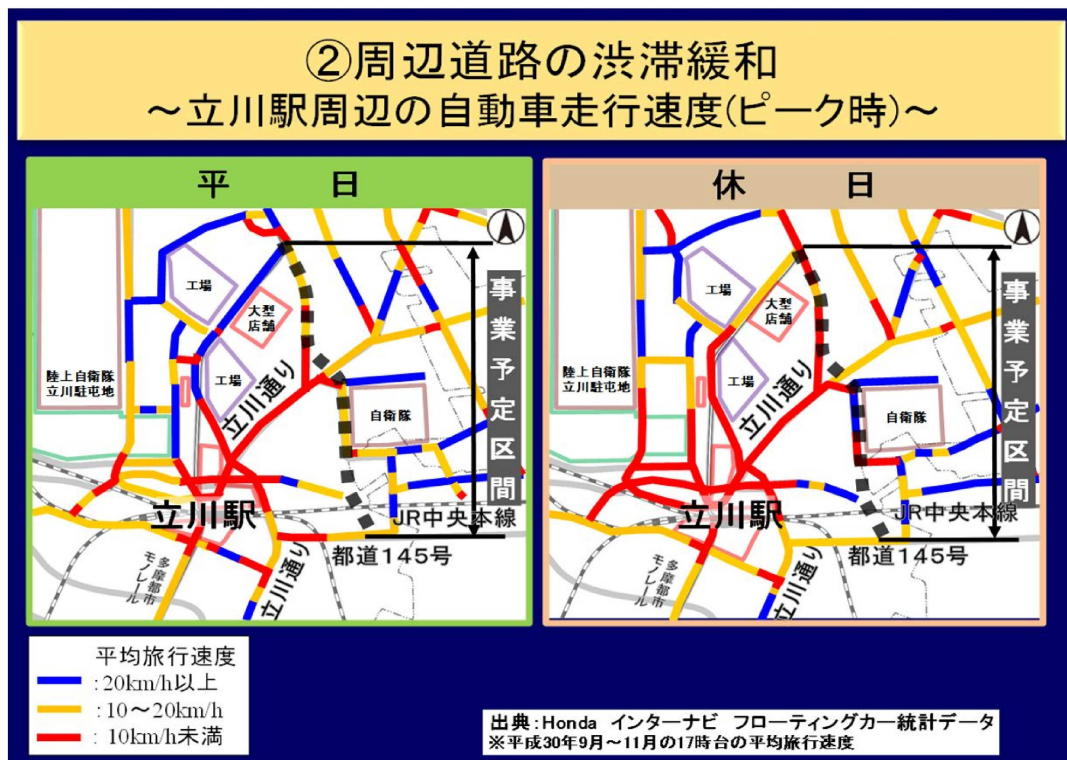
5

①人やモノの動きの円滑化や都市間の連携強化 ～立川東大和線整備による広域的な連携強化～

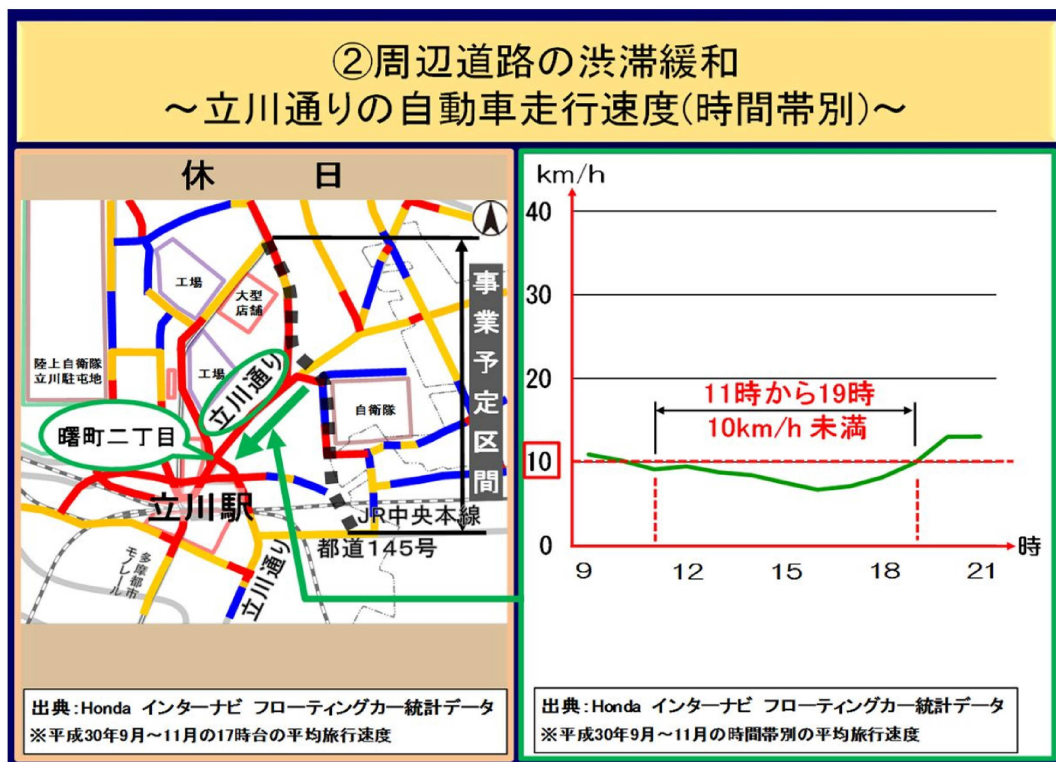


6

○立川東大和線は、南北方向の広域的な道路ネットワークを形成するものであり、この整備により、立川市と、八王子市、多摩市などの近隣の都市間の移動がしやすくなります。また、国立府中インターチェンジとアクセスすることで、区部や他県との繋がりも強化されます。



○この図は、立川駅周辺の平成30年9月から11月のピーク時(17時台)における自動車走行速度について示したものです。立川通りなど事業予定区間周辺の主な道路では10km/h未満となっており、平日・休日ともに混雑している状況となっています。



○右のグラフは、曙町二丁目交差点に向かう立川通りの自動車走行速度(休日)について時間帯別に示したものです。11時から19時において10km/h未満となっており、昼間の時間帯は渋滞が継続しています。



9

○この図は、立川駅北口を発着する路線バスのルートを示したものです。54系統のうち約6割にあたる30系統が、立川通りの「高松町三丁目バス停」を通過し、ピーク時には約2台/分の頻度で走行しており、これらのバスが渋滞に巻き込まれることがあります。



10

○現在、JR中央本線を横断する幹線道路は、この周辺では立川通りに限られており、様々な方向を通行する交通が集中することで、周辺道路含め混雑しています。

○本区間の整備によりJR中央本線を横断する新たなルートが確保されることから、南北方向の交通が分散し、交通の円滑化が期待できます。



11

- 写真(上)の芋窪街道は、立川第五小学校の通学路にもなっており、歩道が1m程度と狭いことから人と自転車の接触が危惧される状況であり、周辺の小学校が作成する地域安全マップでは注意喚起がされています。
- 写真(下)の陸上自衛隊前の区間は、バス通りであるほか、立川第二中学校の通学ルートであります。道路が8m程度と狭く歩道のない区間があり、車道内で生徒と大型車が混在する状況となっています。



12

- 本区間の周辺では歩道が無く幅員が狭い生活道路しかないエリアがあります。立川通りなどが渋滞することや、緑川通りの一部区間が未整備であることから、このエリアに用事の無い通過交通が生活道路に流入しています。
- 通過交通が流入している各ルートについて、P12から15にお示しします。
- 緑色のルートのうち、一部の区間では、歩道が無い4m程度の狭い生活道路が通学ルートとなっており、朝の時間帯で1台/分程度の車が通過しています。



13

○青色のルートのうち、住宅地を通る区間では、朝の時間帯で1台/分以上の車が通過しています。



14

○紫色のルートのうち、沿道に幼稚園や保育園がある区間では、朝の時間帯で2台/分以上の車が通過しています。

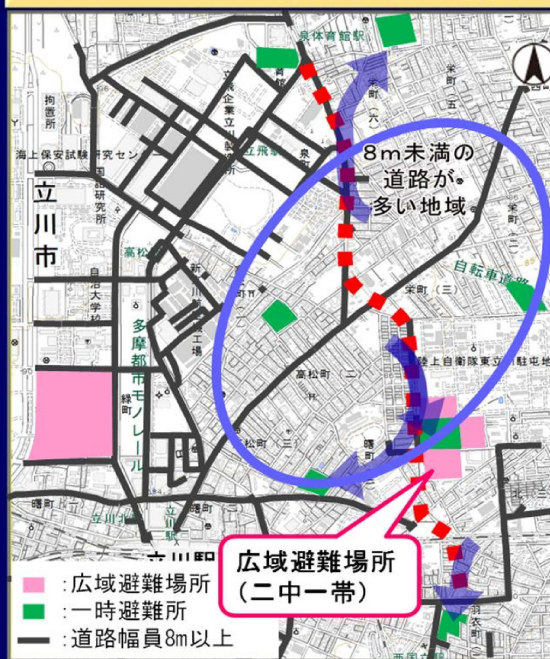
③良好な居住環境の確保 ～生活道路へ流入する通過交通(4)～



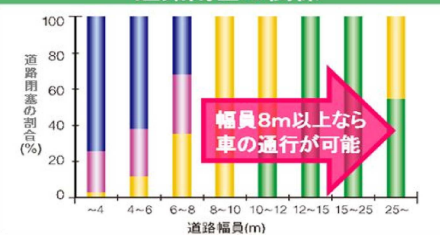
○本区間と立川市及び国立市が整備を予定している立川3・2・10号と国立3・4・8号を一体的に整備することで、P12から15に示した生活道路に流入している通過交通をこれらの路線に転換することができ、良好な居住環境を確保します。

15

④防災性の向上 ～震災時に危惧される道路閉塞～



阪神淡路大震災における道路幅員と道路閉塞の関係



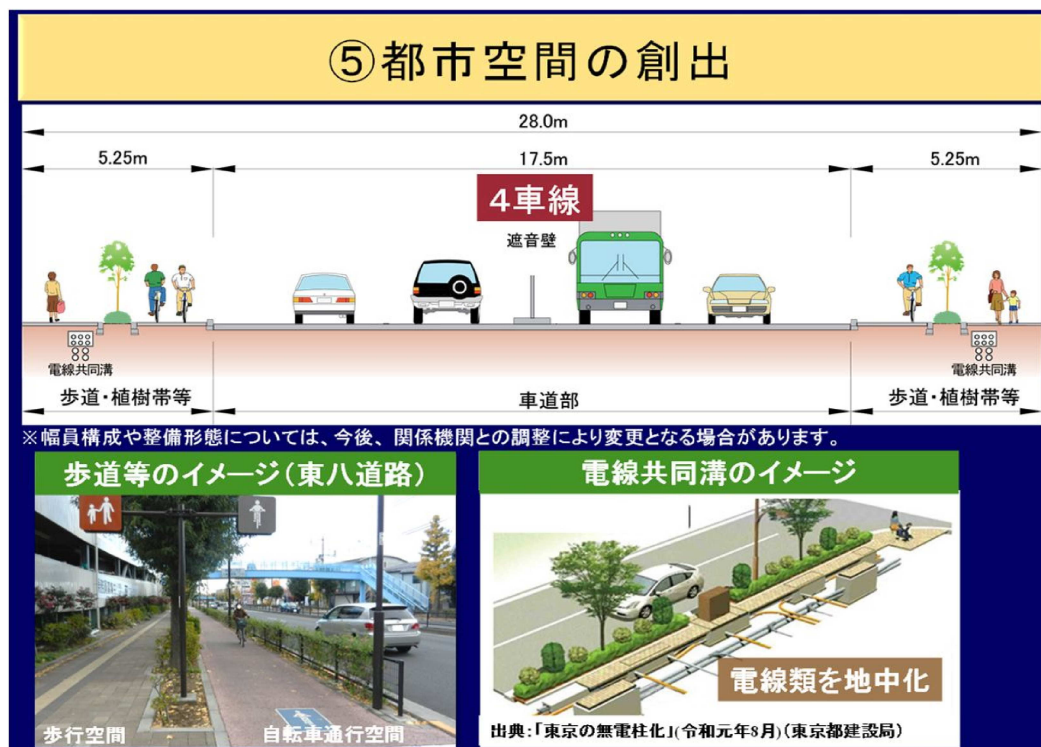
出典：新時代のまちづくり・みちづくり（都市整備研究会）



出典：神戸市HP

16

○右のグラフの通り、阪神淡路大震災の際には、幅員8m以上の道路であれば、車の通行が可能でしたが、左の図のように事業予定区間周辺は幅員8m未満の道路が多い地域となっています。
○幅員28mの本路線の整備により、災害時の迅速な救助・救援活動が可能になるとともに、広域避難場所へのアクセス性が向上し、安全な避難経路が確保されるなど、地域の防災性が向上します。



17

○本区間は車道を往復4車線とし、その両側に歩行空間や自転車通行空間などを整備する予定です。また、生活に必要な上下水道などの整備とあわせて、電線類の地中化を行います。これらの整備により安全で快適な都市空間を創出します。

2. 測量の進め方について

2.1 現況測量について

2.2 用地測量について

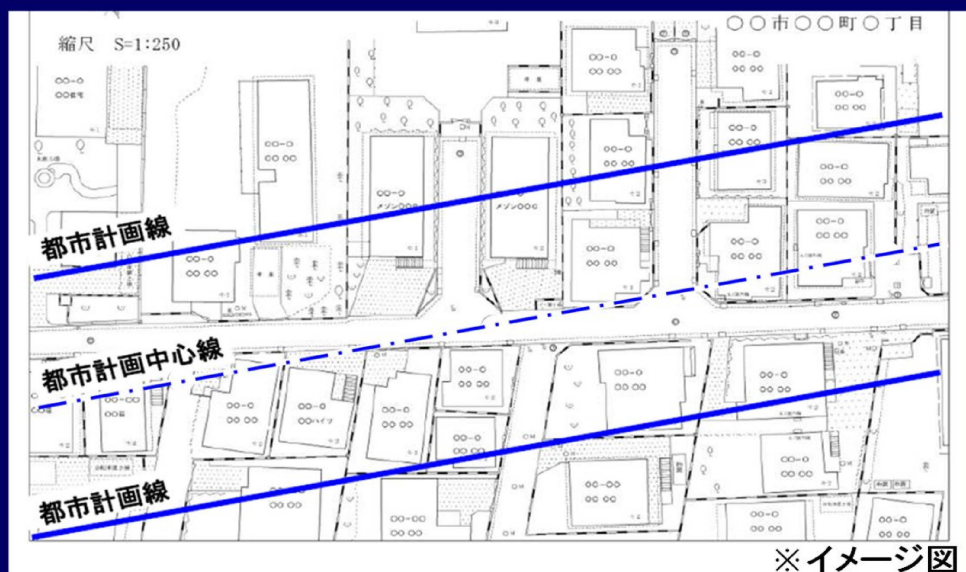
2.3 用地測量を実施する受託会社

2.4 用地測量の流れ(①～④)

2.5 境界確認の具体的な手順(①～③)

18

2.1 現況測量について



〇令和元年度より、皆様方の土地や建物の位置と都市計画道路との位置関係を明確にする現況測量を実施しました。

19

2.2 用地測量について

- 用地測量は、道路を整備するために必要となる土地について、周辺の土地との境界を確認し、道路として取得させていただく土地の面積を確定することを目的としています。

〇今後実施する用地測量は、上記を目的としています。

20

2.4 用地測量の流れ②

用地測量の流れ

1. 境界を確認するための資料収集・現地調査

土地の境界を確定するために必要となる資料収集・現地調査を行います。

2. 境界を確認するための現地立会

現地で土地の境界を確認します。

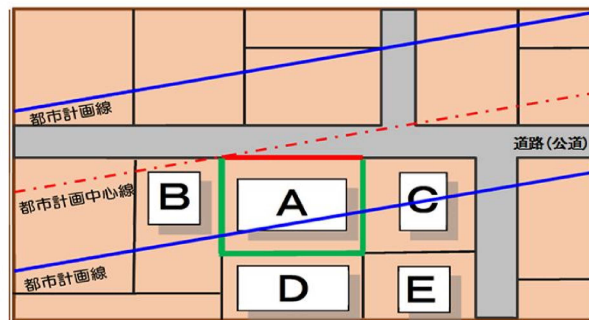
3. 境界点の測量

土地の境界点を測量します。

4. 都市計画線の位置を現す杭等の設置

・現在の道路などの国有・公有地と私有地との境界や、私有地と私有地との境界について、確認させていただきます

(※現地立会をお願いいたします)



・図の赤色・緑色の線が、境界を確認する箇所です。

・図の赤い丸印(●)に都市計画線の位置を現す杭等を設置します。

出典:「事業概要及び測量について(パンフレット)」P7

23

○境界確認の具体的な手順はP26から28にお示しします。

2.4 用地測量の流れ③

用地測量の流れ

1. 境界を確認するための資料収集・現地調査

土地の境界を確定するために必要となる資料収集・現地調査を行います。

2. 境界を確認するための現地立会

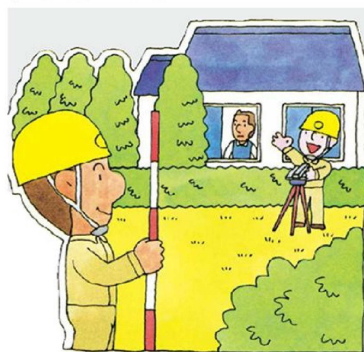
現地で土地の境界を確認します。

3. 境界点の測量

土地の境界点を測量します。

4. 都市計画線の位置を現す杭等の設置

・境界立会で確認された境界点について、測量作業を行います

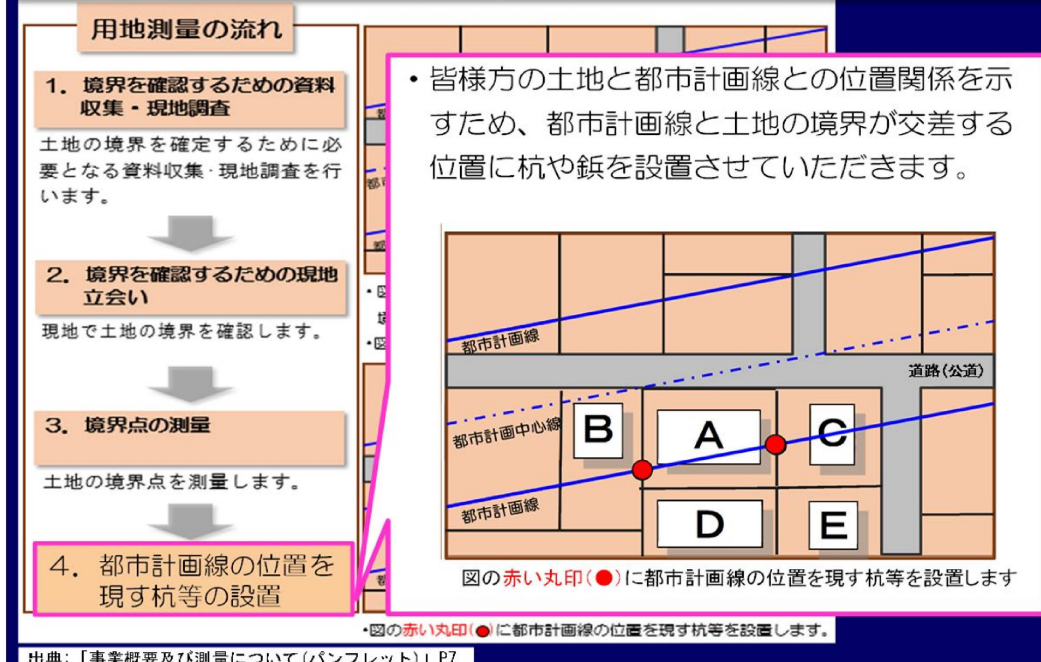


・図の赤い丸印(●)に都市計画線の位置を現す杭等を設置します。

出典:「事業概要及び測量について(パンフレット)」P7

24

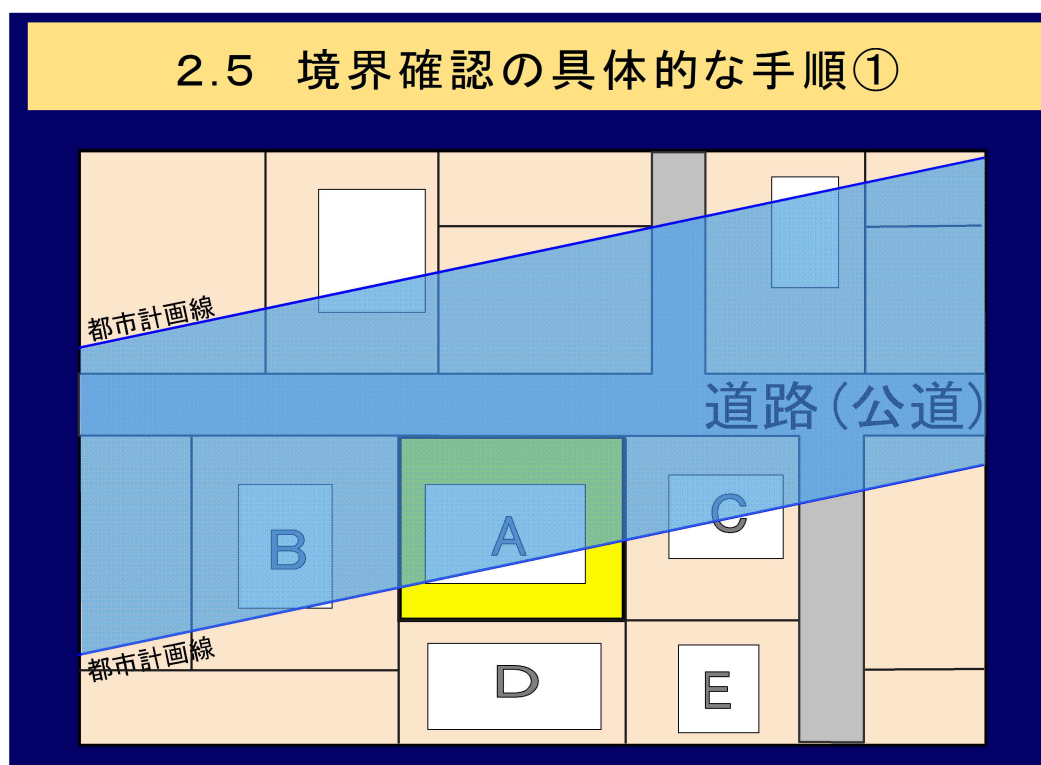
2.4 用地測量の流れ④



25

- 境界点の測量後、皆様方の土地と都市計画線との位置関係を示すため、土地所有者の方の同意をいただいた上で、都市計画線と土地の境界が交差する位置に杭や鉾を設置させていただきます。
- 以上の用地測量の作業が終了しますと、取得させていただく土地の面積が確定いたします。

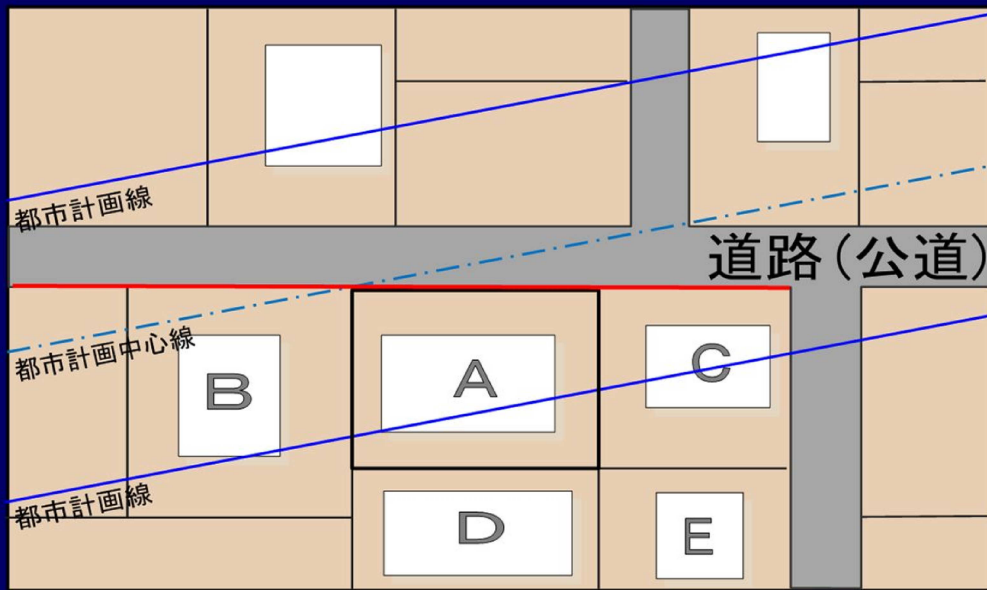
2.5 境界確認の具体的な手順①



26

- P23の「2. 境界を確認するための現地立会い」の具体的な手順について、図面上のAさんを例にお示しします。
- Aさんの土地は現在の道路(公道)に面し、青色の都市計画道路が、画面のような位置となっております。

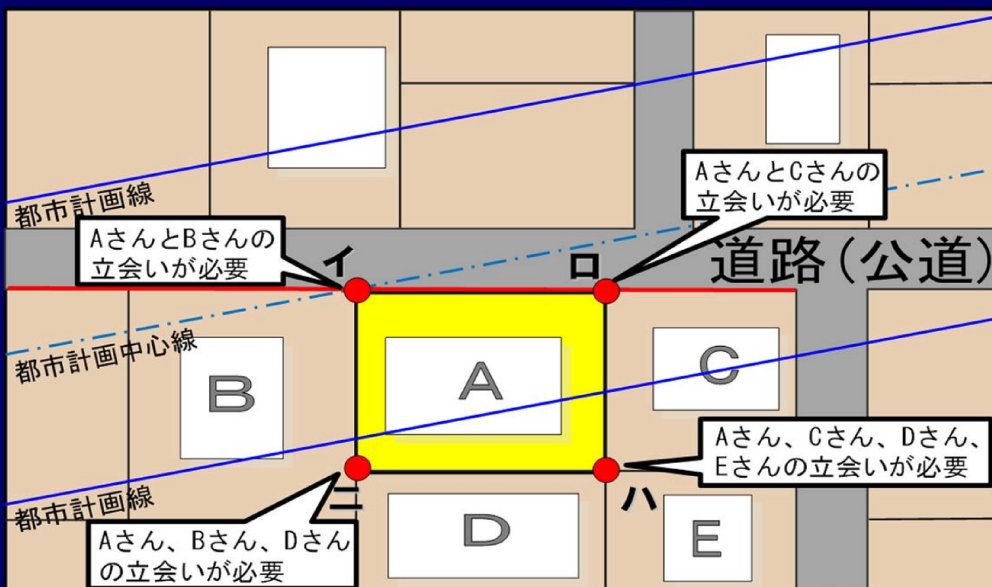
2.5 境界確認の具体的な手順②



27

- まず、国有・公有地である現在の道路(公道)と私有地との境界を確認いたします。
- Aさん、Bさん、Cさんが、道路と接しているため、道路管理者の職員と土地所有者の皆様とが立会っていただき、境界を確認していただきます。
- この立会いにより、図で示した赤い線が境界として確定します。

2.5 境界確認の具体的な手順③



28

- 次に、Aさんの土地の場合、イ、ロ、ハ、ニの4つの点を決めていただく必要があります。
- 各点での立会いが必要となる方は、図のとおりです。
- Dさん、Eさんについては、用地取得の対象にはなりませんが、Aさんの土地の面積を確定するために立会いが必要となります。
- イ、ロ、ハ、ニの点については、土地所有者の方の同意をいただいた上で、必要に応じて杭等を設置させていただく場合がございます。

※境界立会いの通知について

立会依頼文書の例

割印 北北建工 第 号

土地境界立会いについて

道路 計画のため、あなたが 所有 されている
河川 借地 番地

見本

の土地と、隣地との境界を実地調査いたしますので、
誠にご多忙中恐縮であります。年 月 日 午前・午後 時 分
上記場所にお立会いください。
なお、雨天の場合は、当日の立会いを取りやめること
とし、月 日 同時刻といたします。

小雨の時には行います。

立会いにさいしては
・この通知状と印鑑(みとめ)をご持参下さい。
・参考となる図面又は書類があれば、ご持参下さい。
・代理人に立会わせる場合は、委任状を持参して下さい。
・当日立会いできない場合、またご不明の点がありましたら、
下記へお問い合わせ下さい。

年 月 日

〒190-0023 東京都立川市柴崎町2-15-19

東京都北多摩北部建設事務所

電 話
担 当

公印

通知状と
印鑑

参考となる
図面又は書類

代理人が立会う
場合
⇒委任状が必要

29

- 現地での境界立会いについては、予定日の10日から2週間くらい前に、依頼文書を郵送させていただきます。当初の立会い日時は、東京都にて設定させていただきます。ご都合のつかない場合には、個別にご連絡頂ければ、立会い日時を調整させていただきます。
- なお、立会いに際しては、依頼文書と印鑑、参考となる図面又は書類をご持参ください。また、代理人の方が立会う場合は、委任状をご持参ください。

※立会証明書

別紙第9号様式(第32条関係) 嘱託登記用

立 会 証 明 書

土地の表示 ○○市○○町一丁目101-2
上記の土地を測量するに当たり、下記のとおり隣接所有者と立会いし、土地の境界について
異議なく確認されたものである。

隣接地番	所有権者	住所・氏名	所有権 との関係	立会年月日	印
101-2	東京太郎	○○市○○町一丁目○○○ 東京太郎	本人	令和 3年 6月 3日	印
101-1	北多摩子	○○市○○町一丁目○○○ 北多摩子	本人	令和 3年 6月 3日	印
101-3	甲野一郎	○○市○○町一丁目○○○ 甲野一郎	本人	令和 3年 6月 3日	印
102-1	乙川花子	○○市○○町一丁目○○○ 乙川花子	本人	令和 3年 6月 3日	印
102-2	丙田次郎	○○市○○町一丁目○○○ 丙田次郎	本人	令和 3年 6月 3日	印
102-3	丁本京子	○○市○○町一丁目○○○ 丁本京子	本人	令和 3年 6月 3日	印
100-1	○市	○○市役所 建設部 道路管理課 処理 課長	令和 3年 月 日		

本立会証明書のとり立会いの事実を確認し、測量をしたものであることを証明します。
令和 年 月 日
調査 測量者職氏名
東京都北多摩北部建設事務所工事第一課測量担当
主事 印

注1 寄居人、代理人が立会った場合は、その者の住所・氏名を併記して押印する。
注2 この立会証明書と境界を明らかにした図面を合算した場合は、立会書の契印とする。

契印

別紙第9号様式(第32条関係) 嘱託登記用

地形・筆界点見取図

見本

○市○○町一丁目

市道第○○号線

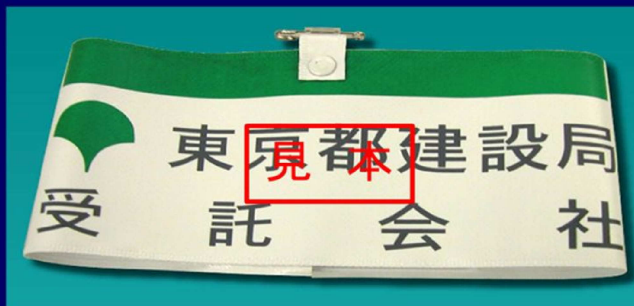
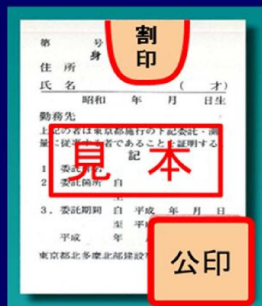
筆界点	境界線の種類
①	コンクリート杭
②	石杭
③	金属棒
④	ベンチ
⑤	鉄釘
⑥	プラスチック杭
⑦	鋼釘
⑧	計測点
⑨	その他

30

- 境界立会いの後、土地の境界について了承していただきましたら、取得対象となる土地所有者の方と隣接する土地所有者の皆様へ東京都で用意する「立会証明書」に署名・捺印をお願いいたします。
- また、「地形・筆界点見取り図」に契印をお願いいたします。

※測量に関するお知らせや対応について

- 現地での測量作業開始時期については、新型コロナウイルスの感染状況等を踏まえ、別途お知らせいたします。
- 測量作業は、東京都が委託した会社が行います。(P21参照)
- 測量作業を行う者は、身分証明書を常に携帯し、腕章をつけます。



※宅地等に立ち入る際には、必ずお声がけをいたします。
ご協力をお願いいたします。

31

※新型コロナウイルス感染防止対策

- 現地にて測量作業を行う際には、以下の対策を徹底いたします。
 - ・検温等による体調確認
 - ・マスクの着用や手指等の消毒 など
- 現地立会いをお願いする際には、密閉・密集
 - ・密接とならないよう細心の注意を払います。

※現地立会いを個別でご希望される方は、事前に連絡を頂ければ対応いたします。

32



皆様のご理解とご協力をお願いいたします。